

白河市小規模事業者経営改善資金 利子補給補助金制度のご案内

株式会社日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」)が行う小規模事業者経営改善資金貸付(マル経融資)を受けた方に対して借り入れの際の利子補給を行うものです。

●補助対象者

- ① 市内に事業所を有し、事業を行っていること。
- ② 小規模事業者経営改善資金貸付(マル経融資)の融資を受けていること。
- ③ 市税を滞納していないこと。

※対象となるのは、平成31年4月1日以降に融資の実行を受けた方です。

●補助対象経費

融資の貸付の実行を受けて、第1回目の利子の支払い月から起算して12ヶ月相当分までの期間に係る利子額とする。(滞納に係る利子を除く。)

●交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費の支払完了後、融資実行日の属する会計年度の翌々年度の末日までに白河市小規模事業者経営改善資金利子補給申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、商工会又は商工会議所に提出してください。

- ① 日本公庫が発行する融資に係る利息支払証明書及び利息支払明細書の写し
- ② 納税証明書(未納がない証明書)
- ③ 補助金の交付手続等に関する委任状

●お問い合わせ

- ・ マル経融資を利用されたい方は、商工会・商工会議所にお問い合わせください。
- ・ 利子補給補助金を利用されたい方は、商工会・商工会議所又は白河市商工課にお問い合わせください。

白河市商工課 白河市中田140 TEL0248-21-5910

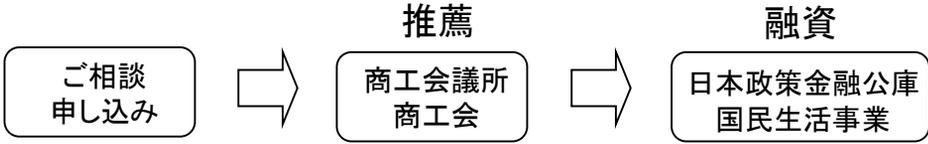
白河商工会議所 白河市道場小路96-5 TEL0248-23-3101

表郷商工会 白河市表郷番沢字松上98-2 TEL0248-32-3065

大信商工会 白河市大信町屋字町屋195 TEL0248-46-2070

ひがし商工会 白河市東釜子字殿田表65 TEL0248-34-2779

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の詳細

ご利用 いただける方	<p>商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている商工業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方</p> <p>推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業および娯楽業を除く）の場合5人以下）であること2. 原則として6ヵ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること3. 最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること4. 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税（均等割を含みます）を原則としてすべて完納していること5. 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと
ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間	設備資金 10年以内（うち据置期間 2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間 1年以内）
利率（年）	特別利率F
担保・保証人	無担保・無保証人
イメージ	 <pre>graph LR; A[ご相談 申し込み] --> B[推薦 商工会議所 商工会]; B --> C[融資 日本政策金融公庫 国民生活事業]</pre>

※審査の結果、融資の実行を受けられない場合がございます。
詳しくは、日本政策金融公庫のホームページ(<https://www.jfc.go.jp/>)をご覧ください。